問い合わせ先一覧

●日堂生活白立支援事業

■日吊生冶日立又拨	尹未			
市町村社会福祉協議会	所在地	施設名	電話	ファックス
徳島市社会福祉協議会	徳島市沖浜東2丁目16番地	徳島市生涯福祉センター	088-656-1520	088-625-4377
鳴門市社会福祉協議会	鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2	鳴門市健康福祉交流センター2階	088-685-7170	088-686-4059
小松島市社会福祉協議会	小松島市横須町11番7号	小松島市総合福祉センター	0885-33-2255	0885-33-2391
阿南市社会福祉協議会	阿南市富岡町北通33番地1	阿南ひまわり会館	0884-23-7288	0884-22-7142
吉野川市社会福祉協議会	吉野川市鴨島町鴨島252-1	日本フネン市民プラザ	0883-22-2741	0883-22-2743
阿波市社会福祉協議会	阿波市市場町興崎字北分60番地	市場総合福祉センター	0883-36-5511	0883-36-7040
美馬市社会福祉協議会	美馬市脇町大字脇町1265番地1	美馬市合同会館	0883-52-0519	0883-53-6475
三好市社会福祉協議会	三好市池田町サラダ1884番地4	三好市社会福祉協議会	0883-72-5715	0883-72-5720
勝浦町社会福祉協議会	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地	勝浦町住民福祉センター	0885-42-4652	0885-44-2421
上勝町社会福祉協議会	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1	上勝町コミュニティセンター	0885-46-0919	0885-46-0916
佐那河内村社会福祉協議会	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	佐那河内村農業総合振興センター	088-679-2304	088-679-2380
石井町社会福祉協議会	名西郡石井町高川原字高川原2112-3	石井町クリーンセンター	088-674-0139	088-675-2655
神山町社会福祉協議会	名西郡神山町神領字本上角93-1	神山町高齢者生産活動センター	088-676-1166	088-676-0906
松茂町社会福祉協議会	板野郡松茂町広島字三番越2番地2	松茂町老人福祉センター松鶴苑	088-699-5352	088-699-5375
北島町社会福祉協議会	板野郡北島町新喜来字南古田88-1	北島町老人福祉センター	088-698-8910	088-698-8921
藍住町社会福祉協議会	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	藍住町総合文化ホール 2階	088-692-9951	088-692-1626
板野町社会福祉協議会	板野郡板野町大寺字亀山西169-5	板野町町民センター	088-672-0051	088-672-5894
上板町社会福祉協議会	板野郡上板町西分字橋西1-11	上板町老人福祉センター	088-694-6155	088-694-6162
那賀町社会福祉協議会	那賀郡那賀町延野字王子原31番地1	相生老人福祉センター	0884-64-0026	0884-64-0065
美波町社会福祉協議会	海部郡美波町奥河内字井ノ上13番地2	美波町医療保健センター2階	0884-77-0342	0884-77-0496
牟岐町社会福祉協議会	海部郡牟岐町大字川長字新光寺60-1	牟岐町デイサービスセンター清流荘	0884-72-1151	0884-72-0611
海陽町社会福祉協議会	海部郡海陽町奥浦字新町44番地	海陽町役場海部庁舎2階	0884-73-1714	0884-73-3471
つるぎ町社会福祉協議会	美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇230-16	つるぎ町地域拠点センター	0883-62-5073	0883-55-1019
東みよし町社会福祉協議会	三好郡東みよし町西庄字横手70番地	三加茂老人福祉センター	0883-82-6309	0883-76-1088

●あなたの街の成年後見制度相談窓口(令和4年4月1日時点で設立済の中核機関※)

市町村名	所在地	施設名	電 話(法人名)	部署名(愛称等)
徳島市	徳島市沖浜東2丁目16番地	徳島市生涯福祉センター3階	088-679-8678(徳島市社会福祉協議会)	徳島市成年後見支援センター
鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜170	鳴門市役所1階	088-684-1145(鳴門市役所)	社会福祉課
小松島市	小松島市横須町11番7号	小松島市総合福祉センター1階	0885-33-2255(小松島市社会福祉協議会)	小松島市成年後見センター(ひだまり)
藍住町	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	藍住町総合文化ホール 2階	088-692-9951(藍住町社会福祉協議会)	藍住町成年後見サポートセンター
阿南市	阿南市富岡町北通33番地1	阿南ひまわり会館	0884-23-7288(阿南市社会福祉協議会)	阿南市成年後見センター(援け愛(たすけあい))
海陽町	海部郡海陽町奥浦字新町44番地	海陽町役場海部庁舎2階	0884-73-1714(海陽町社会福祉協議会)	海陽町権利擁護センター
美馬市	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市役所穴吹庁舎内南館2階	0883-52-5613(美馬市役所)	美馬市権利擁護基幹センター
つるぎ町	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3	つるぎ町役場 本庁分館1階	0883-62-3111(つるぎ町役場)	つるぎ町成年後見支援センター

※中核機関とは、成年後見制度利用促進基本計画において、利用促進に必要な「地域連携ネットワークの中核となる機関」として設置が進められている機関のことです。広報・相談その他の活動を行っています。

●成年後見制度

機関名	所在地	電話	ファックス
徳島家庭裁判所	徳島市徳島町1-5-1	088-603-0141	
徳島弁護士会 高齢者・障害者支援センター	徳島市新蔵町1丁目31番地	088-652-5768	
日本司法支援センター徳島地方事務所(法テラス徳島)	徳島市元町1丁目24番地アミコビル3階	050-3383-5575	
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート徳島支部	徳島市南前川町4丁目41番地 徳島県司法書士会館2階	088-622-1865	
一般社団法人 徳島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ徳島	徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041	
各市町村の地域包括支援センター又は障害者相談支援事業所			
●任意後見制度の手続について			



社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会・

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター3階

https://fukushi-tokushima.or.jp

センター直通 TEL.088-611-1155 FAX.088-654-9250

徳島市八百屋町3丁目15番地 サンコーポ 徳島ビル7階 088-625-6575 088-652-2314

E-mailでもご相談・ご意見を受け付けています メールアドレス kenri@tokushakyo.jp

とくしま

成年後見制度などのご案内

一般の方向け マニュアル

このようなことで 困っていませんか?

福祉サービスの種類や利用 の仕方がわからない

認知症の親が悪徳商法に だまされないだろうか・・・

公共料金や医療費の支払 い銀行などでの払い戻しが うまくできない

子供がいない・・・ 認知症になる前に任 せられる人を決めて おきたい・・・

通帳や印鑑 大切な書類をどこに 置いたか忘れてしまう

親が認知症・・・ 貸しているアパート の管理をどうすれば いいの・・・



後見・・・成年後見制度の対象例

日常・・・日常生活自立支援事業の対象例

高齢者の方、障がいのある方が、お住まいの地域で安心して 暮らしていけるよう、社会福祉協議会がお手伝いします。

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 とくしま権利擁護センター

はじめに

我が国では、平成12年4月に介護保険制度に併せて社会福祉構造 改革が行われ主要な福祉サービスは、行政による措置制度から、利用 者とサービス提供者との契約による制度へと転換してきました。

このような中、判断能力が不十分な方に対して、適切なサービス利用を可能とするため、民法改正による成年後見制度の導入、同制度を補完する制度として、厚生労働省の補助事業として日常生活自立支援事業が創設されました。

この他にも、判断能力が正常な段階であらかじめ援助者を選んでおける任意後見制度などの制度もあります。

これらの各制度は、それぞれ関連しており、社会福祉協議会は、各制 度に関わっているため、マニュアルに整理しました。

県民の皆様の制度利用、関係者の皆様の円滑な業務運営にお役に 立てれば幸いであります。

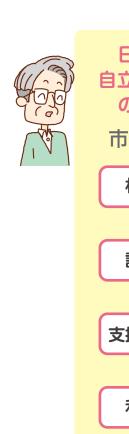
目次

PART 1	判断能力が不十分な方への権利擁護に係る諸制度の概要・	•••	2
PART 2	日常生活自立支援事業について	· • ••	4
PART 3	日常生活自立支援事業について(当事者向け)	.	8
PART 4	成年後見制度の利用について		12
PART 5	とくしま権利擁護センターについて	2	25

問合せ一覧(裏表紙)

判断能力が不十分な方への権利擁護に係る諸制度の概要

【背景】平成12年度から実施された介護保険制度の導入及び「社会福祉基礎構造改革」に伴い、社会福祉制度が「措置」から「契約」に移行。 判断能力が不十分な方に対して、適切なサービスの利用を可能とする制度が必要となった。



日常生活 自立支援事業 の手続き

市町村社協

相談受付

訪問調査

支援計画策定

利用契約

支援開始

制度利用

徳島県社協

契約締結審査会 支援計画策定支援

日常生活自立支援事業

(H11年度事業創設)

判断能力に不安があり支援が必要な方

ご本人との契約により日常生活の範囲内でお手伝い (社協の「専門員」「生活支援員」)

- ①福祉サービスの利用援助(基本サービス)
- ②日常的金銭管理サービス(選択サービス)
- ③書類等預かりサービス(選択サービス)

※施設入所や病院入院時の契約の代理や身元引受人になることはできない。

- ①認知症や障がいの状況が重くこの事業の契 約ができない
- ②頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約 を取り消す必要がある
- ③不動産の売却や老人ホームなどへの入所の 契約
- ④遺産分割協議

利用 = 有料(1回1時間1,500円)が基本 ※助成制度あり



弁護士会 司法書士会 家庭裁判所 社会福祉協議会 地域包括支援 センターなどが連携

成年後見制度

(H12年度改正民法施行)

法定後見制度

(判断能力が不十分・著しく不十分・欠ける方)

重要な財産管理や法律行為、療養看護等に関する契約など を支援(家裁が選任の「補助人」「保佐人」「後見人」)

- ①財産管理事務(法律行為、それに伴う事実行為を含む) ※印鑑:通帳の保管、年金の受領・管理、介護サービス契約の締結など
- ②身上保護(生活および療養看護)事務
- ※介護・生活維持に関する事務、住居の賃貸等住居の確保に関する事務、 施設の入退所、医療に関する事務、教育・リハビリに関する事務

後見は全般的な、補助・保佐は限定的な代理権、同意権、 取消権が付与される

※介護、看護などの事実行為、入所の強制、手術や注射の同意、施設 入所や病院入院の身元引受人になることはできない。

成年後見制度利用支援事業

申立経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成

任意後見制度

(判断能力の低下なし)

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設 入所契約等の事務を代わりに行ってくれる援助者(任意後見 人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度(公 証役場で公正証書で契約) 法定後見制度の手続き

家庭裁判所

申立準備 (医師診断書等)

申立て

審問・調査・ 鑑定など

告知·通知

成年後見登記

制度利用

任意後見制度の 手続き 公証役場にて

公正証書で契約



判断力の変化に応じ た切れ目のない支援

終了事案の3割が移行

2

3

にちじょう せいかつ

じりつ

しえん じぎょう

地域で安心して暮らすために こんなことで困っていませんか?

●福祉サービスを利用したいけれどどうすればいいの?

さいきん つうちょう

ばしょ わす ●最近、よく通帳のしまい場所を忘れてしまう。

●家賃や電気・ガス代を忘れずに払いたい。

●大切な書類をなくさないか心配。



福祉サービスの利用手続きや

日常の金銭管理のお手伝いをします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用できる方

高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など判 断能力が十分でない方や、日常生活において契約や金銭管理な どの判断能力に不安のある方が利用できます。

> 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 とくしま権利擁護センター

社会福祉協議会がお手伝いします。

福祉サービスについて

福祉サービスを利用し たいけれど、サービス の種類がわからない。

福祉サービス利用の 申込をしたいけれど、 手続きや契約の方法

がわからない。

今利用している福祉 サービスについて不満 なことがある。

福祉サービスの利用援助

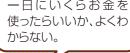
- ●利用できる福祉サービスを 紹介します。
- ●福祉サービスを利用するた めの手続きをします。
- ●苦情解決制度の利用手続 きの援助をします。

金錢管理について

銀行などに行って年金 や福祉手当を受け取る のが困難。

電気・ガス・水道など の公共料金の支払が うまくできない。

一日にいくらお金を からない。



日常的な金銭管理サービス

- ●銀行などに行って年金や福 祉手当を引き出してきます。
 - ●公共料金の支払をお手伝い したり、口座引き落としの手 続きをします。
 - ●一日の生活費を相談して決 め、お金がきちんと使われて いるか確認します。

通帳、印鑑、証書について

預金通帳や印鑑をどこ に置いたか忘れてしま

年金証書などの大切な 書類を預かってほしい。



書類等の預かりサービス

●銀行などの貸金庫を利用し て、預金通帳や印鑑、年金証 書などを保管します。



利用できる方の判断能力 とはどの程度ですか?

自分がどのような福祉サービスを受けるのかというサービス内 容を理解し、サービスを利用することで利用料を支払う必要が あることを理解できる判断能力が重要なポイントとなります。

日常生活自立支援事業 サービス開始までの流れ

相談

契約締結 審査会

支援計画の 策定

開始

相談から契約までは無料です

代理の方でもか 守ります。 まいません。

最寄りの社会福 専門員が訪問し、 ご本人の判断能 専門員が本人と 支援計画の内容 談ください。本 ていることをお 確認します。 人、家族のほか、 伺いします。プラ 福祉関係者など イバシーは必ず

祉協議会にご相 面談のうえ困っ 力や支援内容を 話し合って、日常 に基づき、本人と 生活自立支援事 社会福祉協議会 の内容のサービ 業のサービスのとの間で契約をスを行います。 計画を立てます。 結びます。

契約

生活支援員が訪 問し、支援計画

※「福祉サービスの利用 援助」は必ず契約します。 「日常的金銭管理サーヒ ス」、「書類等の預かり サービス | だけを契約す ることはできません。



日常生活自立支援事業のサービスには利用料が必要です。 もちろん利用料の助成もあります。

- ●サービス利用料は、1回(1時間程度) 1.500円です。
- ●市町村民税非課税の方のサービス利用料は、1回(1時間程度)1,000円です。 ※徳島県社会福祉協議会が1回につき500円助成します。
- ●生活保護世帯の方は、公費補助により無料です。

このように利用されています。

●Aさん(80代)の場合

ひとり暮らしのAさんは、銀行に行って年金や預金を出金するのが不安でした。ホームヘルパーが、善意で金 銭管理を行うこともありましたが、日常生活自立支援事業を勧められました。専門員が支援計画を策定し、日 常生活自立支援事業の利用契約を締結されました。Aさんから不安に感じていることや希望することを伺い ながら、現在、Aさんは、生活支援員が銀行に行って生活費を出金して渡してくれるようになったことで、とても 気が楽になったそうです。

日常生活白立支援事業の担当者

専門員

相談を受け、本人の希望を お聞きしながら、一緒に支援 計画をつくり、契約からその 後の支援をサポートします。



生活支援員

支援計画等にそって定 期的に訪問し、日常生活 自立支援事業のサービ スを担当します。



日常生活自立支援事業を 安心してご利用いただくための機関があります。

契約締結審査会

この事業の利用契約を希望される方の契約能力の審査や、支援に必要な助言

運営適正化委員会

この事業が適正に運営されているか第三者機関として、監督します。福祉サー ビスに関する利用者などからの苦情を適切に解決も担います。

徳島市中昭和町1丁目2番地 県立総合福祉センター3階 TEL.088-611-9988

日常生活自立支援事業は、本人との契約による制度です。本人の判断能力が難しい 時は、契約締結審査会で審査し、場合によっては成年後見制度の利用をおすすめす る場合もあります。



日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違いは何ですか?



日常生活自立支援事業は、ご本人との契約により、日常生活の範囲内でお手伝いする 事業です。以下のような場合は、成年後見制度の利用が適切です。

- ●認知症や障害の状態が重く、本事業の契約ができない
- 頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約を取消す必要がある
- ●不動産の売却や老人ホームなどへの入所の契約
- ●遺産分割協議
- …など「重要な財産管理や法律行為」、

「療養看護等に関する契約 | などが必要な場合

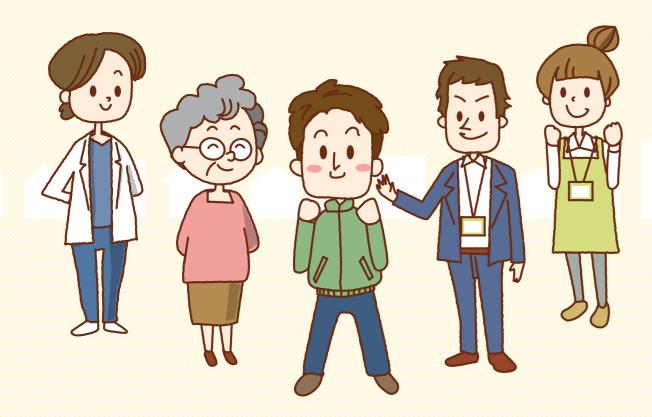


日常生活自立支援事業のサービスを利用したいと思われた方、くわしい説明が聞きた いという方は、お気軽にお近くの市町村社会福祉協議会にご連絡ください。 また民生委員やホームヘルパー、社会福祉に携わっている方も「日常生活自立支援事 業のサービスをお勧めしたい方がいらっしゃる」という場合、ご相談をお寄せください。 プライバシーは必ず守ります。

にちじょうせいかつ じりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業

ふくしの サービスの つかいかたや おかねの かんりの おてつだいを します。



しゃかい ふくし ほうじん

とくしまけん しゃかいふくし きょうぎかい

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

こんなことで、こまって いませんか?

ふくしの サービスを りよう したいけれど・



さぎょうしょに いきたいけれど りよう てつづきが わからない。 ふくしの サービスの りようりょうの はらいかたが、 わからない。

おかねの やりとりに じしんが ない。



ねんきんの ふりこみを、 かくにん したい。 すいどうや ガスの りょうきんを はらいたい。

つうちょうの かんりが しんぱい。



ゆうびんきょく や、 ぎんこうの つうちょうを あずかって もらいたい。

そんなとき、あなたの おてつだいを する せいどが できました。

日常生活自立支援事業

「にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう」 です。

社会福祉協議会

「しゃかい ふくし きょうぎ かい」 などが、 あなたの おてつだいを します。



そうだんは、むりょう です。

あなたの まちの「しゃかい ふくし きょうぎ かい」 などに きがるに そうだん してください。 かかりの ひと (せんもんいん) が、 そうだんに のります。

あなたが こまっている ことは どんなことか そうだんに のります。 そして、

どんな おてつだいが できるか せつめい します。

「けいやくしょ」 という かたちでおてつだいの なかみをやくそく します。



よくわからないときは・・・

あわてて、きめる ひつようは ありません。 かかりの ひと (せんもんいん)に よくわかるまで、ききましょう。



あなたを おてつだい するのは、 しゃかい ふくし きょうぎ かい などの せいかつ しえん いん です。

せいかつ しえん いんは、しんらい できる ひとです。 ひみつを まもります。 あんしんして たのんで ください。



おてつだいを たのむと おかねが かかります。

やくそくした おてつだいには、おかねが かかります。 おてつだいの りようの りょうきんは、 1かい 1じかん げんそく 1500えん からです。 おてつだいの ないようや じかんで かわります。 おかねが いくら かかるかは、 かかりのひと (せんもんいん) が おしえて くれます。

そうだんは きがるに れんらくを ください。

そうだんする ところ おちかくの しちょうそん しゃかい ふくし きょうぎ かい とくしまけん しゃかい ふくし きょうぎ かい



成年後見制度の 利用について

概要から申立手順まで

成年後見制度とは?

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な方について、 本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に支援する制度です。 ただし、一度選任されると本人の判断能力が回復したと認める場合でない限り、 途中で制度の利用を簡単にやめることはできません。よく検討する必要があります。



の

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度 すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、本人に代わって本人の 財産や権利を守ってくれる援助者を家庭裁判所が選び、支援する制度で す。本人の判断能力の状態により、以下のように3種類あります。 判断能力が 判断能力が 判断能力に 成年後見制度 不十分 著しく不十分 欠ける 補助 手続きは、家庭裁判所で行います。

任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入所契約等 の事務を代わりに行ってくれる援助者(任意後見人)をあらかじめ選び、 その内容と方法を決めておく制度です。

判断能力がある時に、自分の意思で任意後見人や支援してほ しい内容を決めることができます。

本人の判断能力が十分なうちは発動しません。判断能力の低 下後に家庭裁判所から任意後見監督人が選ばれてから任意 後見人の仕事が始まります。

特徴3 手続きは、公証役場にて公正証書で契約します。

法定後見制度と任意後見制度の違いについて

	法定後見	任意後見
対象に なる人(例)	判断能力が不十分な方	判断能力があるが、将来が不安な方
後見人の選任	受任調整の上、家庭裁判所が選任	本人が自分で検討して選任
後見の内容	家庭裁判所が定める指針に沿って、 成年後見人が決定	本人の希望をもとに決定
後見契約	不要	公正証書による任意後見契約締結の 必要あり(自作の契約書は無効)
後見監督人について	督人に裁判所の判断で選任	本人が選任
利用の流れと開始	①本人の判断能力が低下 ②家庭裁判所へ成年後見人選任の申立 ③成年後見人の選任 ※後見の開始※	①本人の判断能力があるうちに契約 ②本人の判断能力が低下 ③家庭裁判所へ後見監督人選任の申立 ④後見監督人の選任 ※後見の開始※
取消権の有無	同意権・取消権がある (類型により異なる)	同意権・取消権がない
居住用不動産 売却の許可 家庭裁判所の許可が必要		契約で定めれば、家庭裁判所の許可が 不要

任意代理契約

判断能力がある場合は、成年後見制度を利用することなく財産の管理や不動産の管理などを体 が不調の時や一時的に難しい手続きを手伝ってほしい時に、司法書士などに依頼することがで きます。目的が終了すれば契約も終了します。

12



法定後見制度の3種類

12.00 - 10.00 - 0				
		でう けん 後見	保佐	補助
対象と	なる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
	必ず 与えられる 権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項(※1)についての 同意権(※2)、取消権(日常生 活に関する行為を除く)	
成年後見人 等の権限	申立により 与えられる 権限		特定の事項(※1)以外の事項についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為(※3)についての代理権	特定の事項(※1)の一部についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為(※3)についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。 ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※民法13条1項とは

- ①貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること。
- ②お金を借りたり、他人の保証人になること。
- ③不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること。
- ④訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること。
- ⑤贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること。
- ⑥相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること。
- ⑦贈与や遺贈を断ったり、何か負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること。
- ⑧新築、改築、増築、大修繕の契約をすること。
- ⑨宅地については5年を超え、建物については3年を超え、動産については半年を超えて貸す契約を すること。



- ※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。 保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

家庭裁判所が定める特定の法律行為

- 本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護支援契約の締結なども含まれます。
- (1)不動産、動産等すべての財産の保存、管理、変更及び処分に関する事項。
- (2)金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項。
- (3)保険契約(類似の共済契約等を含む)に関する事項。
- (4)定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払いに関する事項。
- (5)生活費の送金、生活に必要な財産の取得、物品の購入その他日常関連取引に関する事項。
- (6)医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約に関する事項。
- (7)登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、預貯金通帳、株券等有価証券、その預り証、重要な契約書類その他重要書類の保管及び 各事項処理に必要な範囲内の使用に関する事項。
- (8)登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項。
- (9)以上の各事項に関する行政機関等への申請、行政不服申立て、紛争の処理
- (弁護に対する民訴法55条2項の特別授権事項を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む)に関する事項。
- (10)複代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項。
- (11)以上の各事項に関連する一切の事項。



法定後見制度を利用した例

制度

後見

保佐

対象となる人

能力的に日常の買 い物が一人ではで きないような方

能力的に日常の買

い物は一人ででき

るが不動産の売買

など重要な財産行

為は一人ではでき

ないような方

どんな場合に 使えるのか

一人暮らしの母は認知症 が重くなり、老人ホームに 入所しようとしたが自分で は契約できない

母は認知症が重くなった が、負債しかない本人の弟 が死亡したので相続放棄 の手続きがしたい

中程度の認知症の父は、老 人ホーム入所に当たり自 宅を処分したいと考えてい たら親族が勝手に賃貸にし ようとしているのを知った、 賃貸を中止させたい

中程度の認知症の父は、 一人暮らしをしていたが、 隣県の長男と同居するこ ととなり、自宅を売却しよ うとした

補助

能力的に日常の 買い物は一人で できるが不動産の 売買など重要な財 産行為は誰かの 援助を受けた方が 安心な方

軽度の認知症の母が訪問 販売員から高額の商品を 買ってしまい解約したい

軽度の認知症の母に代 わって娘が福祉サービス (デイサービス、ホームへ ルプサービスなど)の締結 を行えるようにしたい

どんなことが できるのか

県外在住の長男が後見人 となり母に代わり入所契約 を行った

夫と司法書士が後見人と なり相続放棄手続きがで きた

司法書士が保佐人となり、 賃貸に関する書類を確認 し賃貸を止めさせた

長男が保佐人となり、自宅 売却の代理権も与えられ、 家庭裁判所に別途申し立 てた居住用不動産の処分 についての許可の審判を 受け、本人の自宅を売却

娘が補助人となり同意権 を付与され今後、高額の商 品を買ってしまった場合、 娘が母の契約を取り消す ことができるようになった

娘が補助人となり同意権 と代理権を付与され、母に 代わって福祉サービスの 締結ができるようになった

成年後見人等の選定

成年後見人等に誰が選ばれるかは、候補者の中から最も ふさわしい方を家庭裁判所が決定します。

成年後見人等になるための特別な資格等はありません。 親族をはじめ、弁護士等の専門職や法人もなることができます。

しかし、下記の欠格事中に該当する方は除かれます。



※欠格事由

- ①未成年者
- ②家庭裁判所に解任された法定代理人(成年後見人等)
- ③破産者
- ④本人に対し、訴訟をし、またはした者およびその配偶者並びに直系血族
- ⑤行方不明者

なお、本人の状況に応じて<u>複数の成年後見人等</u>が選ばれたり、成年後見人等を監督する後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選ばれる場合もあります。

また、本人に一定額以上の財産がある場合は、本人の財産を適切に管理するために、専門職を成年後見人に選任したり、後見制度支援信託等を活用したりする運用が一般的となっています。

成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、かつ生活状況や心身の状態を考慮しながら、必要な医療・福祉サービスの契約や、適切な財産管理などを行うことで、本人の生活や財産を守ります。

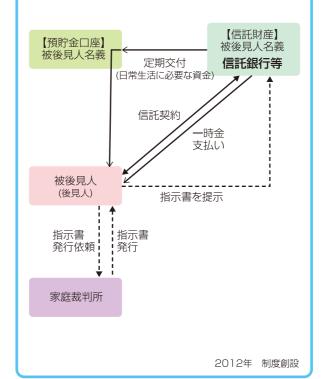
成年後見人等には、日常生活に関する行為を除く法律行為を、本人に代わって行ったり、 必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

そのため、たとえ本人と成年後見人等が親族関係にある場合でも、成年後見人等自らの ために使用したり、親族などに贈与・貸付けをすることは、原則認められません。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のスキーム

後見制度支援信託

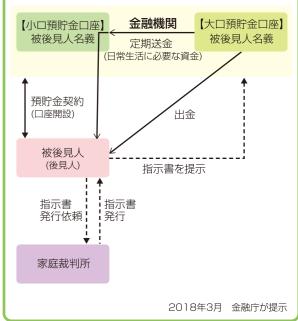
- ●被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産 において管理。
- 日常生活に用いる資金は、信託財産から被 後見人の銀行口座に定期交付。
- 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ·支援信託契約時
 - ・定期交付額の設定時
- ・信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

後見制度支援預貯金制度は、信託銀行の店舗が少ない地方などからの意見を踏まえ関係省 庁、業界団体が協議し決定されました。

- 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口 預貯金口座において管理。
- 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ·支援預貯金契約時(口座開設時)
 - ・定期送金額の設定時
- ・大口預貯金口座からの出金時 等



(注)後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです(※1)(※2)。本人の財産を適切に保護するための方法の一つです。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

- ※1 成年後見と未成年後見において利用することができます。保佐、補助及び任意後見では利用できません。
- ※2 信託することのできる財産は、金銭に限られます。

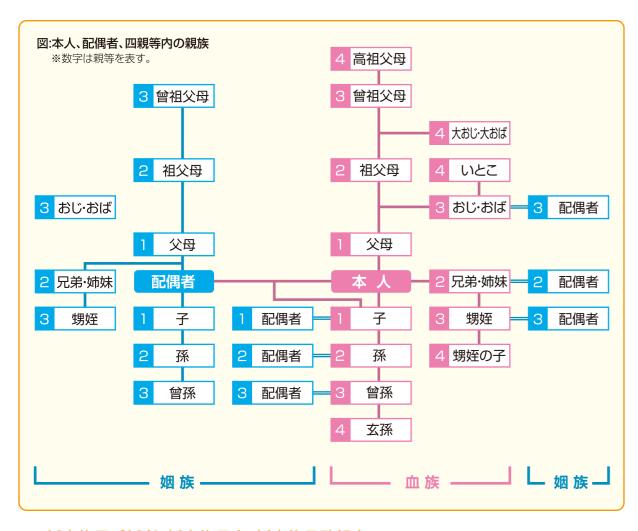


申立てできる人

法定後見の申立てができるのは、

(1) 本人、配偶者、四親等内の親族(下図)

※ 四親等内の親族とは、配偶者·四親等内の血族、三親等内の姻族となります。 血族とは、血縁関係で結ばれた親族、姻族とは、婚姻関係によって生じた親族のことです。



(2) 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

(3) 市町村長、検察官など

【市町村長申立てとは】

法定後見制度の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などが行うことができますが、親族がいない、もしくは 親族はいるが関与を拒否している場合で一定の条件を満たせば、市町村長が申立てを行うことができます。 一定の条件とは、各市村町によって異なりますので、高齢者の場合はお住まいの地域包括支援センターまたは市 町村役場の高齢者担当窓口へ、障がい者の場合は市町村役場の障がい者担当窓口へお問合わせください。

申立て手続きの手順



1 申立て準備

①申立て書類の取得

申立てに必要な書類一式をまとめた「成年後見申立てセット」を、管轄の家庭裁判所へもらいに行きます。管轄の家庭裁判所とは、本人の所在地(住んでいるところ)で判断します。

管轄家原	管轄区域		
徳島家庭裁判所 徳島市徳島町 1-5-1 TEL.088-603-0141 (後見係直通)		徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	
徳島家庭裁判所阿南支部	阿南市富岡町西池田口1-1 TEL.0884-22-0148(代表)	阿南市、那賀町	
徳島家庭裁判所美馬支部	美馬市脇町大字脇町1229-3 TEL.0883-52-1035(代表)	美馬市、つるぎ町	
徳島家庭裁判所牟岐出張所	海部郡牟岐町大字中村字本村54-2 TEL.0884-72-0074(代表)	牟岐町、海陽町、美波町	
徳島家庭裁判所池田出張所	三好市池田町マチ2494-7 TEL.0883-72-0234(代表)	三好市、東みよし町	

②診断書の作成

「成年後見申立てセット」のなかに、『診断書(成年後見制度用)』と『本人情報シート(成年後見制度用)』の書類が入っています。「診断書をご準備ください」という説明書にそって、かかりつけ医等に作成してもらいます。

③申立書作成及び申立てに添付する書類の取得

申立てに必要な書類一覧を参照しながら、書類を準備してください。

- ※住民票、戸籍謄本、診断書などは3ヵ月以内に発行されたものが必要です。
- ※どの類型の申立書に記入するかは、診断書内に記載されている医師の判断(該当する類型にチェックが入っています)を参考に選びます。
- ※申立て時に準備できない書類については、家庭裁判所へ相談し、準備できる書類だけで申立てすることも検討しましょう。

④成年後見人等の選定

申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、申立書の候補者欄を空欄で提出することができます。また、専門職にお願いしたいが人物が特定していない場合でも、候補者欄に職種名(例えば「弁護士」、「司法書士」、「社会福祉士」など)を記載することができ、家庭裁判所が適任者を探してくれます。



18



2 申立て

管轄の家庭裁判所へ申立て書類一式、認印を持参します。



3 審問・調査・鑑定など

家庭裁判所の職員が、申立人や成年後見人等候補者、本人から詳しい事情を聴き取ります。 ※本人が家庭裁判所へ行けない場合は、後日、本人を訪問します。

※本人の判断能力について、医師による鑑定が行われる場合があります。

鑑定が行われる場合は、40,000~100,000円の鑑定費用が必要になります。



4 審判

家庭裁判所が、本人の判断能力を審査し、後見・保佐・補助開始の審判と、成年後見人等の選任をします。



5 告知・通知

審判の結果が、申立人、本人、成年後見人等に告知・通知されます。

※結果に不服がある人は、告知から2週間以内に不服申立てを行うことができます。

※告知から2週間後に審判が確定します。



6 成年後見登記

審判が確定すると、成年後見人等の氏名等が法務局(東京法務局)に登記されます。



成年後見人等の仕事がはじまります!

成年後見人等のしごと

あなたが、成年後見人等に選任されたら、

1 まずは、

①本人の財産状況を把握し、毎月の収支予算を立てたうえで、 家庭裁判所に財産目録および収支予定表を提出します。

※後見監督人・保佐監督人・補助監督人がいる場合は、監督人に提出します。

②本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えます。

2 日々の生活の中で、

①生活を支援するために

日常生活の見守り(定期訪問)や、入退院の手続き、施設入所契約、福祉サービスの利用契約、サービス内容の確認などを行います。

②財産を守るために

本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。また、本人が不利益な契約を結んだ場合の取り消しなどを行います。

3 一定の時期に家庭裁判所へ報告

家庭裁判所に対して、財産管理や身上保護の状況を定期的に報告し、助言や指導を受けます。

4 成年後見人等の仕事でないもの

①介護や家事などの事実行為、手術などの医療行為に関する同意、入院・入所時の身元保証人

②養子縁組、結婚・離婚などの身分行為、葬祭などの死後の手続き

5 成年後見人等の任期は?

通常、本人の判断能力が回復したり、亡くなるまでは、成年後見人としての責任を負います。 本人の判断能力が回復したと認める場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

任意後見制度について

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入 所契約等の事務を代わりに行ってくれる援助者(任意後見人)を あらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

任意後見人が、後見人としての活動を開始するのは、本人の判断能力が十分でなくなり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任 してからです。

(任意後見には3種類あります。内容についてはP24をご覧下さい。)



1 契約準備

- ①任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)を探します。
- ②任意後見受任者と話合い、依頼する内容・任意後見人に支払われる報酬を決めます。



2 任意後見契約·登記

- ①任意後見受任者と公証役場へ行き、公正証書で任意後見契約を結びます。 ※外出が困難などの事情があれば、公証人が出張することも可能です。
- ②公正証書の内容は、公証人からの依頼により、東京法務局に登記されます。

任意後見契約公正証書作成にかかる費用のめやす

- 公正証書作成の基本手数料 (11.000円)
- ◆登記嘱託手数料(1.400円)
- ●法務局に納付する印紙代(2.600円)
- •その他(本人に交付する正本等の証書代、登記郵送用の切手代など)



本人の判断能力の低下





3 任意後見監督人選任の申立て

①申立てできる人は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者です。

②本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行います。

	種類	内 容
	申立てに 必要な書類	 申立書(親族関係図・財産目録・収支予定表) 本人の成年後見等に関する登記事項証明書 本人の戸籍謄本 本人の診断書 任意後見監督人の候補者がいる場合はその者の住民票・戸籍附票 任意後見契約公正証書の写し
		・収入印紙(申立用800円+後見登記用1,400円)・郵便切手(3,000円程度) ※各家庭裁判所により異なります。



4 任意後見監督人の選任、任意後見開始

- ①任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者は 正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。
- ②任意後見人は、当初の契約に基づき財産管理や身上 保護などの事務を行います。
- ③任意後見監督人は、任意後見人が行っている事務が 適切かどうか監督します。
- ④任意後見人は、当初の契約で決めておいた報酬を、 任意後見監督人は、家庭裁判所が決定した報酬を、 それぞれ本人から支払われます。



任意後見の種類は3つあります。

	即効型	移行型	将来型
後見人の選任	本人が選任できる		
契約	任意後見契約	①任意後見契約 ②任意代理契約 ③見守り契約 ※これらを同時に契約締結することが多い	①任意後見契約 ②見守り契約 ※これらを同時に契約締 結することが多い
代理権	代理権目録による(本人が決める)		
監督人選任	契約後ただちに	判断能力が低下したとき	
後見人の責務	身上保護義務 善管注意義務	身上保護義務 善管注意義務	身上保護義務 善管注意義務
問題点	契約締結時の本人の事 理弁識能力が問題となっ て、契約自体が無効にな るおそれがある	本人の事理弁識能力が 低下しているにも関わら ず、監督人の申立てがな されず、発効しない場合 がある	予定していた任意後見受任者と疎遠になっているなどのため、契約が発効しない可能性がある

[※]事理を弁識する能力(事理弁識能力)とは、自己の財産を管理・処分する能力等を指します。

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

とくしま権利擁護センターについて

とくしま権利擁護センターは、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方が「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」を利用し、地域でその人らしく安心して暮らしていけるよう、支援します。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい 者等のうち判断能力が十分ではない方が 地域において自立した生活が送れるよう、 利用者との契約に基づき、福祉サービスの 利用援助等を行う事業です。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどに よって判断能力が十分ではない方につい て、家庭裁判所が本人の権利をまもる援助 者(成年後見人等)を選び、本人を保護する 制度です。

人材育成·活動支援

日常生活自立支援事業や成年後見制度における 利用者支援の担い手養成やスキルアップ のため の研修を実施します。

市町村社協が行う法人後見等への支援

法人後見等、市町村社会福祉協議会における成年 後見制度利用促進の取り組みへの支援を行います。

ネットワークの強化

行政、専門職団体、支援機関等とのネットワークを 強化し、協働による権利擁護支援の体制づくりに取 り組みます。

普及·啓発

権利擁護や日常生活自立支援事業、成年後見制度 への理解を深めていただけるよう、県民 や関係機 関に広く情報を発信します。

お気軽にご相談ください

【受付時間】月曜日~金曜日

(土・日・祝日および年末年始はお休みになります)

8時30分~12時まで 13時~17時まで 専用電話 088-611-1155

本人や家族、支援機関の方々を対象に、電話や窓口にて、権利擁護や日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する相談をお受けします。

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 とくしま権利擁護センター

〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3階 TEL 088-611-1155 FAX 088-654-9250 kenri@tokushakyo.jp

無料相談

